

平成23年7月20日
国家公務員倫理審査会

「指定職以上の職員に係る贈与等報告書（平成22年度分）及び本省審議官級以上の職員に係る株取引等、所得等報告書（平成22年分）の提出状況等について」

1. 贈与等報告書について

平成22年度分の贈与等報告書は、各四半期ごとに本省課長補佐級以上の職員から各府省等に対して提出され、そのうち、指定職以上の職員の提出した贈与等報告書については、その写しが国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行っています。

贈与等の報告制度の概要

- (1) 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等からの贈与等（1件5千円を超えるもの）に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務を負っています。
- (2) 提出された報告書のうち、1件2万円を超えるものは、閲覧の対象となります。
- (3) 指定職以上の職員の報告書の写しは、国家公務員倫理審査会に送付されます。

(1) 提出数及びその内訳（別添参照）

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しの送付件数は、2,872件となっており、その内訳は、金銭、物品等の供与関係（以下「贈与関係」という。）が54件（1.9%）、飲食の提供等関係（以下「飲食等関係」という。）1,590件（55.4%）（うち立食パーティー1,369件）、報酬関係1,228件（42.8%）となっています。

これを前年度と比べると、総件数で169件の減（-5.6%）となっています。その内訳は、贈与関係が44件の減（-44.9%）、飲食等関係が171件の増（+12.1%）、報酬関係が296件の減（-19.4%）となっています。

なお、贈与等報告書を提出した指定職以上の職員は604名でした。

(2) 提出数の多い府省等の状況

100件以上の報告書が提出されたのは、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び国立病院機構の6省1特定独立行政法人でした。

- ① 法務省は、前年度比55件減の420件で、その内訳は、報酬関係(343件)が大部分を占めており、そのほとんどが著述によるものでした。
- ② 外務省は、前年度比174件減の143件となっています。飲食等関係(112件)の占める割合が大きく、その主な提供者は外国企業・団体及び外国政府・国際機関でした。
- ③ 文部科学省は、前年度比37件増の101件となっています。飲食等関係(84件。うち立食パーティー75件)の占める割合が大きく、その主な提供者は財団・社団法人等でした。
- ④ 厚生労働省は、前年度比315件減の157件となっています。報酬関係(121件)が大部分を占めており、その主な内訳は、著述及び講演によるものでした。
- ⑤ 農林水産省は、前年度比14件増の150件となっています。飲食等関係(149件。うち立食パーティー138件)が大部分を占めており、その主な提供者は、財団・社団法人等でした。
- ⑥ 国土交通省は、前年度比150件増の800件となっています。飲食等関係(793件。うち立食パーティー789件)が大部分を占めており、その主な提供者は、財団・社団法人等でした。
- ⑦ 国立病院機構は、前年度比66件増の471件となっています。報酬関係(469件)が大部分を占めており、その主な内訳は、講演及び討論・座談会によるものでした。

(3) 審査の概要等

送付された報告書について審査を行った結果、不適切な贈与や高額過ぎる報酬等を受けたケースは見受けられませんでした。各内訳ごとの概要は、次のとおりです。

- ① 贈与関係の主なものは、スポーツ・観劇等のチケット21件、食料品・アルコール飲料14件、書籍9件となっており、その主な贈与者は、民間企業、外国政府・国際機関及び外国企業・団体でした。
また、2万円を超えるものが8件あり、このうち最も高額なものは50万円(出版社からの賞金)でした。
- ② 飲食等関係の主な提供者は、財団・社団法人等1,304件、民間企業109件及び外国政府・国際機関58件となっています。
また、2万円を超えるものが38件あり、これらは財団・社団法人等、民間企業及び外国政府・国際機関の記念式典への出席或いは企業トップとの意見交換等によるものでした。
- ③ 報酬関係の主なものは、著述657件、講演299件及び討論・座談会195件となっています。このうち100万円を超えるものが4件あり、これ

らは全て著述によるものでした。10万円以下のものが1,071件と報酬関係の大半を占めています。

2. 株取引等、所得等報告書について

平成22年分の両報告書は、平成23年3月1日から同月31日までの間に本省審議官級以上の職員から各府省等に対して提出され、その写しが国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行っています。両報告書の提出の状況及び審査の状況は、次のとおりです。

株取引等、所得等の報告制度の概要

(1) 株取引等報告書について

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡（本省審議官級以上の職員である間に行ったもの）に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務を負っています。

(2) 所得等報告書について

本省審議官級以上の職員（前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であった者）は、所得金額及び贈与税の課税価格に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務を負っています。

(3) 両報告書の写しは、国家公務員倫理審査会に送付されます。

(1) 株取引等報告書の提出数等

各府省等から送付された報告書の写しの件数は、126件と前年より74件の増となっています。

なお、126件のうち60件は生命保険会社の株式会社化に伴う割当てを受けたことのみでの報告でした。

審査の結果、職務と関係のある事業者等からの不適切な株式等の贈与や国民の疑惑や不信を招くような取引等は見受けられませんでした。

(2) 所得等報告書の提出数等

各府省等から送付された報告書の写しの件数は、1,344件と前年より7件の増となっています。

審査の結果、職務と関係のある事業者等からの不適切な贈与や報酬など国民の疑惑や不信を招くようなものは見受けられませんでした。

以上

| | |
|------|--|
| 問合せ先 | 国家公務員倫理審査会事務局 参事官 藤井 伸章 倫理審査官 野寄富士男 電話(03)3581-5311(内線2820) (03)3581-5344(直通) |
|------|--|

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数(平成22年度)

| 区分 府省等名 | 金銭、物品等の供与 | | 飲食の提供等 | | | 報酬 | | 合計 | |
|------------|-----------|--------|--------|--------|---------------|-------|--------|-------|--------|
| | 件数 | うち2万円超 | 件数 | うち2万円超 | うち立食 パーティー | 件数 | うち2万円超 | 件数 | うち2万円超 |
| 会計検査院 | | | 10 | | 10 | | | 10 | |
| 人事院 | 1 | 1 | | | | 4 | 1 | 5 | 2 |
| 内閣官房 | 5 | 2 | 10 | 1 | | 22 | 19 | 37 | 22 |
| 内閣法制局 | | | 4 | | | 1 | 1 | 5 | 1 |
| 内閣府 | 1 | 1 | 5 | 1 | | 37 | 34 | 43 | 36 |
| 宮内庁 | | | | | | 2 | | 2 | |
| 公正取引委員会 | 2 | | | | | | | 2 | |
| 国家公安委員会 | 5 | 1 | 6 | | 4 | 7 | 6 | 18 | 7 |
| 警察庁 | | | 10 | | 9 | 36 | 29 | 46 | 29 |
| 金融庁 | | | 39 | | 28 | | | 39 | |
| 消費者庁 | | | | | | 3 | 2 | 3 | 2 |
| 総務省 | 5 | | 7 | | 5 | 64 | 32 | 76 | 32 |
| 消防庁 | | | | | | 7 | 2 | 7 | 2 |
| 法務省 | 16 | 1 | 61 | 3 | 36 | 343 | 165 | 420 | 169 |
| 公安調査庁 | | | | | | 1 | | 1 | |
| 外務省 | 16 | 2 | 112 | 4 | 10 | 15 | 11 | 143 | 17 |
| 財務省 | | | 15 | | 11 | 17 | 15 | 32 | 15 |
| 国税庁 | | | 20 | | 19 | | | 20 | |
| 文部科学省 | | | 84 | 5 | 75 | 17 | 12 | 101 | 17 |
| 文化庁 | | | 2 | | 1 | 23 | 20 | 25 | 20 |
| 厚生労働省 | | | 36 | | 32 | 121 | 54 | 157 | 54 |
| 農林水産省 | 1 | | 149 | 6 | 138 | | | 150 | 6 |
| 林野庁 | | | 21 | | 21 | 6 | 6 | 27 | 6 |
| 水産庁 | | | 19 | 1 | 16 | 1 | 1 | 20 | 2 |
| 経済産業省 | 1 | | 46 | 3 | 26 | 1 | 1 | 48 | 4 |
| 資源エネルギー庁 | | | 3 | | 1 | | | 3 | |
| 特許庁 | | | 49 | | 49 | 8 | 8 | 57 | 8 |
| 中小企業庁 | | | 1 | | 1 | | | 1 | |
| 国土交通省 | | | 793 | 12 | 789 | 7 | 2 | 800 | 14 |
| 観光庁 | | | 4 | | 4 | | | 4 | |
| 気象庁 | | | 4 | | 4 | 3 | 3 | 7 | 3 |
| 運輸安全委員会 | | | 10 | 1 | 10 | | | 10 | 1 |
| 海上保安庁 | | | 60 | | 60 | | | 60 | |
| 環境省 | 1 | | 8 | 1 | 8 | 13 | 9 | 22 | 10 |
| 小計 | 54 | 8 | 1,588 | 38 | 1,367 | 759 | 433 | 2,401 | 479 |
| 国立病院機構 | | | 2 | | 2 | 469 | 369 | 471 | 369 |
| 合計 | 54 | 8 | 1,590 | 38 | 1,369 | 1,228 | 802 | 2,872 | 848 |

(注) 1. 報酬とは、原稿料、講演料等である。
2. 報告書の提出のない府省等は省略した。